

2面のつづき

あきる野市 ワーク・ライフ・バランス 推進事業所認定事業

市では、ワーク・ライフ・バランスを推進している事業所などを認定し、その取組を広報あきる野や市ホームページで周知すること、市におけるワーク・ライフ・バランスの推進を図っています。認定の申請は、随時受け付けていますので、詳しくは、お問い合わせください。



認定事業所は、このマークが目印です

国民年金の保険料は 追納ができます

国民年金保険料免除や納付猶予、学生納付特例制度の承認を受けた期間があると、保険料を全額納付したときと比べ、将来受け取る老齢基礎年金額が少なくなります。そこで、免除などの承認期間の保険料は、申込みにより追納(後払い)ができます。追納すると、免除などを受けずに保険料を納めていた方と同じように年金額が計算されます。

- ▽申込み・問合せ 保険年金課 年金係、青梅年金事務所(0428・30・3410)
▽追納できる期間は、追納が承認された月から起算して過去10年以内です。
▽追納は原則、古い月の保険料から納めることとなります。
※令和3年度中に平成23年度分から平成30年度分までの保険料を追納する場合、当時の保険料に、経過期間に応じた額が加算されます。
▽持ち物 マイナンバーカードか本人確認ができる書類(運転免許証など)、年金手帳
▽申込み・問合せ 保険年金課 0428・30・3410

老後の年金額が 増やせます 「付加年金」

毎月の国民年金保険料に付加保険料(月額400円)を加えて納めると、将来受け取る老齢基礎年金に「付加年金」が上乘せられます。付加保険料は、申込み月から納めることができます。

- ※「付加年金」の年金額(年額)は、200円×付加保険料納付月数となります。
▽対象 国民年金第1号被保険者、任意加入被保険者(保険料の免除などを受けている方、国民年金基金に加入されている方を除く)
▽持ち物 マイナンバーカードか本人確認ができる書類(運転免許証など)、年金手帳
▽申込み・問合せ 保険年金課 0428・30・3410

キャッシュレス決済が 利用できます

市役所本庁舎1階の市民課窓口で、キャッシュレス決済が利用できます。住民票や税証明書など市民課で発行される各種証明手数料の支払いがキャッシュレス決済の導入でスピーディーになります。

- ▽実施開始日 5月17日(月)
▽場所 市民課市民窓口係
▽使用できるキャッシュレスサービス クレジットカード(ビザ、マスターカード)、交通系電子マネー(スイカ、パスモなど)、電子マネー(アイディー、楽天エディ、ウォン、ナナコ)、のカード
▽問合せ 市民課市民窓口係

認知症サポーター 養成講座

認知症の症状、支援方法などを正しく知り、適切に対応できる力を身につけるための講座です。

- ▽日時 6月18日(金) 午後2時～3時30分
▽場所 あきる野ルピア3階産業情報研修室
▽講師 講師養成研修受講者
▽対象 市内在住・在勤の方 15人(申込み順)
▽定員 15人(申込み順)
▽その他 認知症サポーター養成講座を今回以外に2回、認知症サポーター養成講座を受講した方向けのステップアップ講座を2回開催します。詳しくは、お問い合わせください。
▽申込み方法 5月17日(月)から電話で申し込んでください。
▽申込み・問合せ 高齢者支援課 高齢者支援係(直通558・1953)

高齢者げんき応援事業

萩野センター (0550・2722)

絵手紙教室 初心者大歓迎

日時:毎月第1月曜日 午前10時～11時30分(祝日を除く)
講師:絵手紙講師
定員:10人(申込み順)
持ち物:絵手紙の道具(貸出あり)
費用:1回千円

開成センター (0550・2755)

▽将棋教室 脳のトレーニングに将棋を始めましょう。基礎から指導します。
日時:毎月第1・第3・第5月曜日 午前10時～正午(祝日を除く)
講師:高島晟さん
定員:6人(申込み順)
費用:1回500円

6月1日は 人権擁護委員の日 特設 人権の上相談を開設

特設相談窓口を開設し、人権に関する相談などを受け付けます。
日時:6月1日(火) 午後1時30分～4時30分
場所 あきる野ルピア3階ルピア会議室
定員 3人(予約制)
※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、相談を休止する場合があります。
▽予約・問合せ 市民課市民相談窓口係(直通558・1216)

6月1日を期日に 令和3年経済センサス活動 調査を実施します



調査員が5月中旬から下旬にかけて、事業所へ調査票を配布します。この調査は、経済構造統計を

住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を公表します

住民基本台帳法に基づき、令

作成するために、経済センサス基礎調査や企業構造の事前確認によって得られた事業所や企業の情報を活用し、売上高など、経理項目の把握に重点を置いて実施します。
調査結果は、各種行政施策や学術研究の基礎資料としての活用、経営の参考資料として、事業者の皆さんにも活用したいと考えています。
▽対象 全国の事業所と企業(二部業種を除く)

▽調査方法 同封されている「調査票の記入のしかた」をご覧の上、回答ください。回答は、オンライン回答を推奨しています。
詳しくは、令和3年経済センサスキャンペーンサイトをご覧ください。
▽問合せ 総務課庶務係
経済センサス キャンペーン サイト



表 住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況 (令和2年10月1日から令和3年3月31日まで)

○ 法第11条第1項の規定による請求に係る閲覧(国又は地方公共団体の機関からの請求)

Table with 3 columns: 国及び地方公共団体の機関の名称, 請求事由の概要(根拠法令など)/閲覧日, 地域(対象人数)/対象

○ 法第11条の2第1項の規定による申出に係る閲覧(統計調査・世論調査・学術研究等による申出)

Table with 3 columns: 委託元機関/申出者または法人/代表者, 利用目的の概要/閲覧日, 閲覧に係る住民の範囲